

合理的配慮の提供が義務化されました！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び愛知県障害者差別解消推進条例の改正により、事業者の努力義務とされてきた障害のある方への合理的配慮の提供が、2024年4月1日から義務化されました。

合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況により異なります。事業者の皆様には、主な障害特性や合理的配慮の具体例をあらかじめ確認するなど、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた積極的な取組をお願いします。

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮の提供	義 務	努力義務 ⇒ 義務

～合理的配慮の提供とは～

障害のある方からの「バリアを取り除いてほしい」旨の申し出に対し、実施に伴う負担が過重でない場合に、適切に現状を変更又は調整することです。

～不当な差別的取扱いとは～

正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けられない条件をつけることなどです。

～対象となる事業者～

会社やお店はもちろん、個人事業主やボランティア活動を行うグループなども該当します。

～対象となる分野～

教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象です。



障害を理由とする差別に関するお困りごとがあれば、まずは地域の身近な相談窓口にご相談ください。相談窓口については、県障害福祉課Webページをご覧ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sabetsu-madoguchi.html>

愛知県ファミリーシップ宣誓制度を開始しました

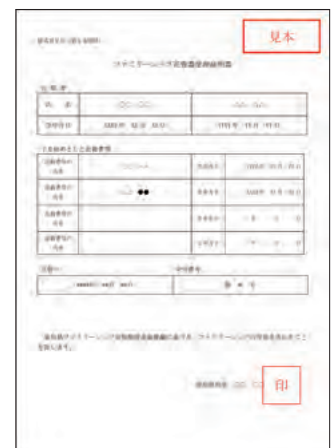
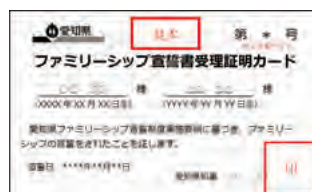
愛知県では、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」(2022年4月1日施行)の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組として、「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を2024年4月に導入しました。



本制度は、性別を問わず、互いを人生のパートナーとして認め合う二人と、子どもを始めとした近親者が、家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度です。

法律の婚姻とは異なり、権利の発生や義務の付与といった法的効力はありませんが、パートナーと共に歩むお二人及びそのご家族の人生が、愛知県内での生活の中で尊重され、自分らしく安心して暮らしていただく環境づくりの一助となるよう、制度を運営しています。

宣誓者には、受理証明書等(A4サイズ、名刺サイズ)をお渡ししています。窓口や職場等において、受理証明書等の提示を受けられた際、本制度の趣旨を踏まえたご対応にご協力いただきますようお願いいたします。



制度詳細については、県人権推進課Webページをご覧ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichifamilyship.html>

